

募集要領

1. 本要領の目的

この要領は、佐賀県職場環境整備のための介護先進機器導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）における補助金の交付を受けることを希望する者（以下「交付希望者」という。）を募集し、補助金の交付対象候補者（以下「交付対象候補者」という。）を選定することを目的とする。

2. 交付希望者の範囲

佐賀県内で介護保険法の指定又は許可を受けた介護サービス事業者のうち、職員の賃金引上げに取り組み、生産性向上による職場環境の整備のために先進機器を導入しようとする者。

3. 申し込み方法

以下の(1)～(5)の書類を「提出方法及び期限」に従い提出すること。

- (1) 申込書（別紙）
- (2) 見積書の写し
- (3) 導入する先進機器のカタログ等
- (4) （事業所が実施するサービスが処遇改善加算の対象外である場合）賃金引上げを実施したことがわかる書類
- (5) 評価項目一覧表及び必要に応じて評価項目ごとの事実を証する書類
- (6) 事業所の規模が分かる書類
（介護ロボットの場合は利用定員が確認できる運営規定等、ICT機器の場合は常勤換算職員数が確認できる勤務表等）

4. 提出方法及び期限

【提出方法】

以下の web フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、ファイルをアップロードして提出してください。

- ・ フォーム名：佐賀県職場環境整備のための介護先進機器
導入支援事業費補助金申込フォーム
- ・ URL : <https://logoform.jp/form/jbBd/528450>

【提出期限】

令和6年4月19日（金）

5. 交付対象者の選定方法

県は、交付希望者から提出された申込書等を審査した上で、予算の範囲内において交付対象候補者を選定し、交付対象候補者には、内示額を記載した内示通知を送付するものとする。

6. 留意事項

- (1) 交付の対象経費、交付額の算定方法などの詳細は、必ず要綱を確認すること。
- (2) 本募集に係る内示通知は、補助金交付を約するものではないことに注意すること。
- (3) 内示後は7のスケジュール(予定)に記載の一連の手続きが必要となることに注意すること。

7. スケジュール(予定)

時期	事業者	県
4月19日まで	① 本事業への希望申し込み ※ 上記3の書類一式を県へ提出	
5月中旬		② 交付対象者の選定
5月下旬		③ 内示通知の送付
6月中旬	④ 補助金の交付申請	
7月上旬		⑤ 補助金の交付決定
⑤補助金の交付決定後	⑥ 先進機器の導入	
⑥先進機器の導入後	⑦ 実績報告書の提出	
⑦実績報告書の提出後		⑧ 実績報告書の審査 ⑨ 額の確定通知
⑨額の確定通知後	⑩ 補助金の交付請求	
		⑪ 補助金支払い